

宮崎県農政水産部が適用する積算基準の一部改定について

令和6年4月1日

宮崎県農政水産部が発注する委託業務の積算に用いる積算基準について、下記のとおり一部改定することとしましたのでお知らせします。

記

1 改定図書

測量・設計・地質土質調査業務積算資料 宮崎県農政水産部 令和5年10月

2 改定箇所

地質土質調査業務の諸経費率を改定
詳細については、別紙「新旧対照表」を参照のこと

3 対象となる工事

農政水産部が発注する「委託業務」のうち、単価期適用年月が「令和6年4月」以降のもの

4 図書の閲覧について

総務課県民情報センターで閲覧可能となっております。

5 問合せ先

宮崎県農政水産部
農村振興局農村計画課 技術管理担当 TEL:0985-26-7165

○ 地質、土質調査業務の価格積算基準の制定について（平成5年3月25日付け5構改D第156号構造改善局長通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>地質、土質調査業務の価格積算基準</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 地質、土質調査業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 一般調査業務費</p> <p>一般調査業務費は、現場における各種調査、原位置試験の実施に必要な費用で、純調査費と一般管理費等で構成する。</p> <p>(1) 純調査費</p> <p>純調査費は、直接調査費、間接調査費及び業務管理費で構成する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 業務管理費</p> <p>業務管理費は、純調査費のうち直接調査費及び間接調査費以外の当該調査業務担当部署における経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費、<u>事務職員の人件費、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用、熱中症対策費用</u>を含むものである。</p> <p>なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(2) 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、当該調査業務を実施する企業の経費のうち純調査費以外の経費で、一般管理費及び付加利益で構成する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 付加利益</p> <p>付加利益は、当該調査業務を実施する企業の継続的な運営に要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用<u>等</u>を含むものである。</p> <p>3-2・3-3 [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>別紙</p> <p>地質、土質調査業務の価格積算基準</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 地質、土質調査業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 一般調査業務費</p> <p>一般調査業務費は、現場における各種調査、原位置試験の実施に必要な費用で、純調査費と一般管理費等で構成する。</p> <p>(1) 純調査費</p> <p>純調査費は、直接調査費、間接調査費及び業務管理費で構成する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 業務管理費</p> <p>業務管理費は、純調査費のうち直接調査費及び間接調査費以外の当該調査業務担当部署における経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費を含むものである。</p> <p>なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(2) 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、当該調査業務を実施する企業の経費のうち純調査費以外の経費で、一般管理費及び付加利益で構成する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 付加利益</p> <p>付加利益は、当該調査業務を実施する企業の継続的な運営に要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用を含むものである。</p> <p>3-2・3-3 [略]</p> <p>4 [略]</p>

改正後

現行

別表-1

別表-1

地質、土質調査業務 諸経费率表

地質、土質調査業務 諸経费率表

(1) 諸経费率標準値

(1) 諸経费率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%

対象額	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	40.8%

(2) [略]

(2) [略]

〈注意〉

・令和6年4月1日から適用する一部改定内容は『諸経费率』のみ。

※その他は、令和6年10月1日から適用予定。